

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	身体障害者手帳の交付に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、身体障害者手帳発行システムにおける特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡山県知事

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の20の項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 1 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、 80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、 161の項、163の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県子ども・福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel.:086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県子ども・福祉部障害福祉課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel.:086-226-7362

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長 鈴木 健二	課長 竹田 人士	事後	人事異動
平成29年4月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※番号法別表第二116の項に係る主務省令は未制定です。	左記の記載の削除 第59条の2の追加	事後	主務省令の制定
平成29年4月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年4月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長 竹田 人士	課長 片山 圭子	事後	人事異動
平成30年4月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年4月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 片山圭子	障害福祉課長	事後	様式改正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IVリスク対策	—	※各項目内容を記載	事後	様式改正
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 なし ・情報 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 なし ・情報 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	岡山県保健福祉部障害福祉課	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	事後	部名変更
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	岡山県保健福祉部障害福祉課	岡山県子ども・福祉部障害福祉課	事後	部名変更
令和6年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月17日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の11の項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 1 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者福祉法施工令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者福祉法施工令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者福祉法施工令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>	<p>番号法第9条第1項 別表の20の項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条 1 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者福祉法施工令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者福祉法施工令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者福祉法施工令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 なし ・情報 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第59条の2</p>	<p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 なし ・情報提供の根拠 14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、81の項、91の項、92の項、108の項、113の項、124の項、125の項、141の項、144の項、155の項、161の項、163の項</p>	事後	番号法改正に伴う修正